

廃棄物処理法施行規則の一部改正に伴う変更点について

H29.9 循環社会推進課廃棄物指導班

①許可申請の添付書類の様式統一について

(平成 29 年環境省令第 8 号関係。平成 29 年 4 月 28 日公布、同 10 月 1 日施行)

【背景・概要】

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(新規・更新・事業範囲変更)許可申請の添付書類の様式は、これまで通知により当該添付書類の様式が示されていたが、都道府県によっては当該様式を一部変更している場合等があったため、今回省令で統一様式が定められたもの。

【本県の対応】

・環境省が示した統一様式に準じる形で、添付書類のうち対応する書類の様式を変更し、新様式の記載例を作成した上で公開した。

【特記事項】

・緩和措置として平成 29 年 12 月 31 日までは旧様式でも申請可能とするが、平成 30 年 1 月以降は新様式による申請のみ受理する。

【その他】

・様式変更に伴い、本県が独自に提出を求めている添付書類の一部(様式第 3 号「相談役・顧問を記載した書類」、様式第 4 号「株主を記載した書類」、様式第 7 号「従業員名簿」、「他県で有している処理業の許可証の写し」)を削除する(追加は無)。また事業範囲変更許可申請の際、変更がない場合のみ車両及び事業場(駐車場)関係の添付書類を省略できることとする。

②登記事項証明書の添付を要する変更届出について

(平成 29 年環境省令第 8 号関係。平成 29 年 4 月 28 日公布、同 5 月 15 日施行)

【背景・概要】

(特別管理)産業廃棄物処理(収集運搬・処分)業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に都道府県知事又は政令市長に届け出る必要があり、法人の役員の変更の場合には、明文規定がないにも関わらず、登記事項証明書の添付を求めている実態があった。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされており、登記事項証明書の添付を要する変更届出については、「変更の日から 10 日以内」とする提出期限を超過する可能性があったため、以下のように定められたもの。

- ・法人の役員変更の届出の際、添付書類として登記事項証明書を追加する。
- ・登記事項証明書の添付を要する場合は、届出の期限を 30 日以内とする。

【本県の対応】

- ・変更に伴い、届出書の添付書類一覧を整理し、修正を行った。

③許可証の新様式(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)について

(平成 29 年環境省令第 10 号ほか。平成 29 年 6 月 9 日公布、同 10 月 1 日施行)

【背景】

「水銀に関する水俣条約」による水銀廃棄物の環境上適正な管理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 376 号)において整備された規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)等について、所要の改正を行うもの。

(裏面に続く。)

【概要】

(1) 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加

(2) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

(3) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加

⇒排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを「水銀使用製品産業廃棄物」、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を「水銀含有ばいじん等」と定義された。

⇒水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、業の許可証、委託契約書、 manifests 等にその旨を明記することが必要となった。

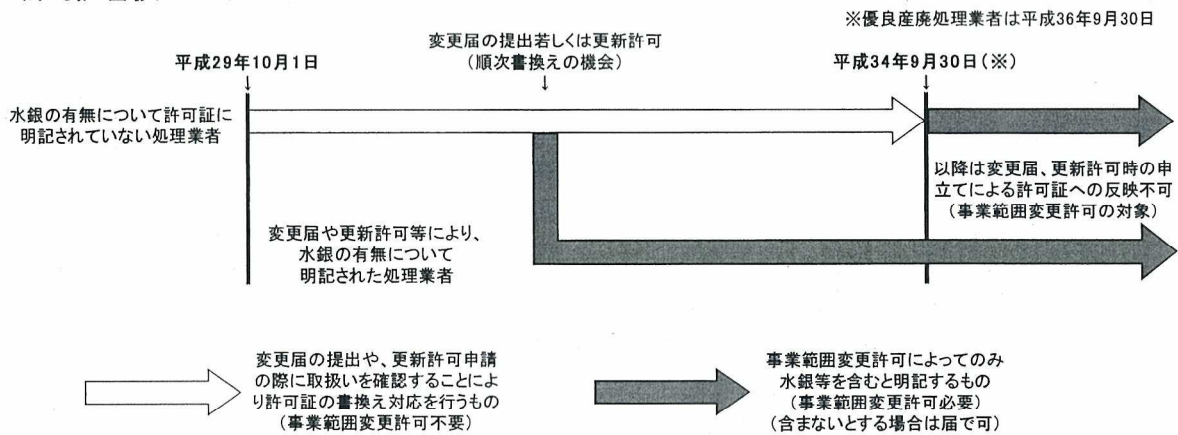
(4) 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加

(5) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

【本県の対応】

- ・ 変更に伴い、本県の産業廃棄物収集運搬業許可証様式のうち「事業の範囲」の記載方法を変更した。
- ・ 平成29年10月1日時点で現にこれらの廃棄物を取り扱っている者は、変更許可を要しないので、更新許可又は事業範囲変更許可の機会を捉え順次許可証の書換えを行うこととする。
- ・ ただし、排出事業者からの要望等により、更新の機会を待たずに許可証に明記することを希望する事業者に関しては、変更届の提出により、許可証の書換え交付を行う。
- ・ 産業廃棄物処分業の許可証の書換えについても、概ね同様の対応とするが、施設の確認を行う必要があることから、個別に立入を行ったうえで対応する。

※許可証書換えのイメージ



(問合せ先)

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課廃棄物指導班
担当:川田
電話:096-333-2278

(旧)

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に伴う添付書類

No.	添 付 書 類	チェック	
1	事業計画の概要を記載した書類 (施行規則第9条の2第2項第1号) ※石綿含有産業廃棄物を扱う場合は、他の産業廃棄物と併せて記載すること。	様式第1号の1	様式 変更
		様式第1号の2	様式 変更
		様式第1号の3	様式 変更
		様式第1号の4	様式 変更
2	申請者が法人の場合 (施行規則第9条の2第2項第8号)	定款又は寄付行為の写し (原本と相違ない旨記載し、押印したもの。)	継続
		登記事項証明書 (法人登記) (履歴事項全部証明書)	継続
	申請者が個人の場合 (施行規則第9条の2第2項第9号)	住民票	継続
3	申請者(法人の場合は、役員及び政令使用人及び役員に準じる支配力を有すると認められる者(百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、相談役、顧問等)を含む)が法第14条5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類 (施行規則第9条の2第2項第10号)	様式第2号	様式 変更
	相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類	様式第3号	削除
	百分の五以上の株主の氏名等を記載した書類	様式第4号	削除
4	申請者(法人の場合は、役員及び政令使用人及び10分の5以上の株主)の①住民票(本籍地の記載があるもの)、②登記事項証明書(後見登記)	住民票	継続
		登記事項証明書 (後見登記)	継続
	役員に準じる支配力を有すると認められる者が法人の場合は登記事項証明書(法人登記)	登記事項証明書 (法人登記)	継続
5	「収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」ものを説明する書類：(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会の「収集運搬課程」の修了証の写し ・新規の場合は、新規講習会の修了証(申請日から5年以内に受講したものに限り。) ・更新の場合は、更新講習会の修了証(更新日から2年以内に受講したものに限り。)	講習会修了証写し (※申請書を提出される際に、 <u>原本を確認しますので、修了証の原本を御持参願います。</u>)	継続
6	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類	様式第5号	様式 変更
	個人の申請者は資産に関する調書	様式第6号	様式 変更
7	申請者が法人の場合は、申請する直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、納税証明書[その1](法人税(国))	貸借対照表	継続
		損益計算書	
		株主資本等変動計算書	
		個別注記表	
		納税証明書	

8	申請者が個人の場合は、直前3年間の納税証明書[その1] (所得税(国))	納税証明書	継続
9	申請する法人及び個人が雇用している従業員の名簿(役員等を含む全ての従業員の生年月日、住所、免許資格の種類)	様式第7号	削除
10	収集運搬車両のカラー写真(更新、変更許可の場合には、法施行令規定の車両の表示を行った写真を添付すること)	収集運搬車両の写真	様式変更
	運搬容器等(飛散防止用シートも含む)のカラー写真	様式第8号	様式変更
11	運搬車両、運搬船、貨車等の運搬施設の車検証の写し	車検証の写し	継続
12	事務所・事業場の付近の見取図(事務所等を中心に半径2km以内)	様式第9号	様式変更
13	車庫の見取図及び車庫の土地の登記事項証明書(不動産登記)、賃借の場合は土地の登記事項証明書(不動産登記)及び使用承諾書(様式第10号の1~2)	登記事項証明書(不動産登記)	継続
		使用承諾書	継続
14	申請者が他の県知事、政令市長の許可を受けている場合は、その許可証の写し	許可証の写し	削除
15	変更・更新許可の場合は、変更・更新前の許可証の原本を提出すること	許可証の原本	継続
16	様式第1号の1における予定運搬先の処理業者の許可証の写し (運搬先が熊本県管轄の許可業者である場合は提出の必要はありません。)	許可証の写し	継続

<添付書類の取扱い>

- 5年ごとの更新許可申請の際の添付書類は、新規許可申請時と同じ書類が必要です。
- 5の許可講習会の修了者を変更する場合には、新たに修了者となる者は「新規許可講習会」を受講し、変更届出を行うこと。
- 法務局、税務署、県及び市町村等の公的機関が発行する書類については発行日から3か月以内のものに限る。

(新)

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請 (新規・更新) に伴う添付書類
(申請に当たっては、申請書(第1面～第3面)に以下の書類を添付すること。)

No.	添付書類	チェック	
1	事業計画の概要を記載した書類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を扱う場合は、他の産業廃棄物と分け別行に記載すること。)	第1号	
		第2号	
		第3号	
		第4号	
		第5号	
2	申請者が法人の場合	定款又は寄付行為の写し (原本と相違ない旨記載し押印したもの。)	
		履歴事項全部証明書 (法人登記)	
	・法人の役員(監査役含む) ・政令使用人 ・役員に準じる支配力を有すると認められる者 (申請書第3面に記載した百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、第2面に記載した登記外の相談役、顧問等)の ①住民票(本籍地の記載があるもの) ②登記事項証明書(後見登記)	住民票 (本籍省略不可)	
役員に準じる支配力を有すると認められる者が法人の場合	登記事項証明書 (法人登記)		
3	「収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」ものを説明する書類：(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会の「収集運搬課程」の修了証の写し ・新規申請の場合は、新規講習会の修了証 (申請日から5年以内に受講したものに限り。) ・更新申請の場合は、更新講習会の修了証 (更新日から2年以内に受講したものに限り。) ※但し、申請者が他の都道府県・政令市の許可を既に受けている場合は、更新講習会の修了証でも可	講習会修了証写し (※申請書を提出される際に、 <u>原本を確認しますので、修了証の原本を御持参願います。</u>)	
4	収集運搬車両のカラー写真(更新、変更許可の場合には、法施行令規定の表示事項が確認できる写真を添付すること)	第6号 (収集運搬車両のカラー写真)	
	(賃借の場合)車両の使用承諾書	第6号-2 (使用承諾書)	
	運搬車両、運搬船、貨車等の運搬施設の車検証の写し	車検証の写し	
5	運搬容器等(飛散防止用シートも含む)のカラー写真	第7号	
6	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類	第8号 (該当なき場合も、 <u>その旨記載し提出すること。</u>)	

7	(申請者が法人の場合) 申請する直前3年間の各事業年度の ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・納税証明書[その1](法人税(国))	貸借対照表	
		損益計算書	
		株主資本等変動計算書	
		個別注記表	
		納税証明書	
8	(申請者が個人の場合) ・資産に関する調書 ・直前3年間の納税証明書[その1](所得税(国))	第9号	
		納税証明書	
9	申請者(法人の場合は、役員(監査役含む)、政令使用人及び役員に準じる支配力を有すると認められる者(百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、相談役、顧問等)を含む)が法第14条5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類(誓約書)	第10号	
10	事務所・事業場の付近の見取図(事務所等を中心とし半径2km以内)	第11号	
11	・車庫の見取図 ・車庫の土地の登記事項証明書(不動産登記) <u>(登記事項証明書の地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。)</u> 賃借の場合は、以上に加え ・土地の使用承諾書	第12号 (車庫の見取図)	
		登記事項証明書 (不動産登記)	
		第12号-2 (使用承諾書)	
12	(更新許可申請又は変更許可申請の場合) 変更・更新前の許可証の原本	許可証の原本	
13	添付書類の第1号における予定運搬先の処理業者の許可証の写し(運搬先が熊本県知事の許可業者である場合は提出不要。ただし、熊本市長の許可業者の場合は必要。)	許可証の写し	

<添付書類の取扱い>

- 5年ごとの更新許可申請の際の添付書類は、新規許可申請時と同じ書類が必要です。
- 5の許可講習会の修了者を変更する場合には、新たに修了者となる者は「新規許可講習会」を受講し、変更届出を行うこと。
- 法務局、税務署、県及び市町村等の公的機関が発行する書類については発行日から3か月以内のものに限る(コピー不可)。

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」への対応について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）が平成 29 年 6 月 9 日に公布されました。本省令によって「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」（以下「水銀産廃等」という。）が定義され、平成 29 年 10 月 1 日に施行されます。

これにより水銀産廃等には処理基準が追加されたことから、許可証等への明記などが必要になります。

◎熊本県の対応方針

10/1 以降、許可証の発行や書き換えを行う機会（新規・更新・変更許可、変更届に伴う書き換え）があった場合、水銀産廃等の取扱いについても確認のうえ、許可証に反映して新しい許可証を交付します。

産業廃棄物収集運搬業者であって、これまでも水銀産廃等を取り扱っており、10/1 以降も引き続き取り扱う場合は、平成 34 年 9 月 30 日までは上記のような許可証の書き換えの機会が無くとも変更届及び添付書類を提出して頂くことにより、新しい許可証を交付します。

産業廃棄物処分業者であって、これまでも水銀産廃等を取り扱っており、10/1 以降も引き続き取り扱う場合は、現地を確認し対応を個別に協議します。

なお、平成 34 年 10 月 1 日以降は、原則変更許可の対象とします。

1 届出窓口

(1) 本社が熊本市内及び熊本県外の場合

熊本県循環社会推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1、096-333-2278）

(2) 本社が熊本県内（熊本市内を除く）の場合

管轄の保健所（次ページに一覧あり）

2 届出方法

(1) 届出時間

平日の 9 時～17 時に窓口まで持参（事前にご連絡をお願いします）又は 郵送

※収集運搬業（積替保管あり）及び処分業の届出にあたっては、事前に御相談ください。

※郵送の場合事前の連絡は不要ですが、後日書類の追加や修正を求める場合があります。

(2) 提出部数

正副 2 部（副は届出者の控えとなります）

※郵送での提出の場合、副本及び許可証返信用の封筒の同封をお願いします。

届出窓口

有明保健所	玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿 465-2	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4156
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9030
御船保健所	上益城郡御船町辺田見 400	096-282-0016
宇城保健所	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-1147
八代保健所	八代市西片町 1660	0965-32-6121
水俣保健所	水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市寺町 12-1	0966-22-3107
天草保健所	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172

3 必要書類 ※必要に応じて追加や修正をお願いすることがあります。

(1) 収集運搬業（積替保管なし）

①様式第 11 号（変更届出書）

②取り扱う水銀産廃等ごとに、破碎することの無いよう、また、他の物と混合するおそれの無いようにするための措置（許可申請に伴う添付様式第 1～5, 7 面）

③届出者の許可証原本

(2) 収集運搬業（積替保管あり）

①様式第 11 号（変更届出書）

②取り扱う水銀産廃等ごとの保管施設の所在地、敷地内配置図、施設の平面図、写真等

③取り扱う水銀産廃等ごとに、破碎することの無いよう、また、他の物と混合するおそれの無いようにするための措置（許可申請に伴う添付様式第 1～5, 7 面）

④届出者の許可証原本

(3) 処分業

①様式第 11 号（変更届出書）

②取り扱う水銀産廃等ごとの保管施設の所在地、敷地内配置図、施設の平面図、写真等

③水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように講ずる措置

④水銀の回収が義務づけられている水銀産廃等を取り扱う場合は、水銀の回収方法、中間処理後の残渣の処分等方法（取り扱わない場合は、その旨明記すること。）

⑤水銀の回収が義務づけられていない水銀産廃等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法、中間処理後の残渣の処分等方法

⑥水銀産廃等を埋立処分する場合は、固型化や不溶化の方法等

⑦施設の平面図、写真等

⑧機器のカタログ及び処理能力

⑨届出者の許可証原本

※現地を確認します。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成 年 月 日

許可の有効年月日 平成 年 月 日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	水銀使用製品 産業廃棄物
紙くず	○	—	—
木くず	○	—	—
繊維くず	○	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	○	—	—
金属くず	○	—	○
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	—	○
鉱さい	—	—	—
がれき類	○	—	—
ばいじん	—	○	—
燃え殻	—	○	—
汚泥	—	○	○
廃油	—	—	—
廃酸	—	○	—
廃アルカリ	—	○	—
廃プラスチック類	○	—	○

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)
- (2)

(裏面に続く)

(裏面)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11) 平成 年 月 日付けの変更届出により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する表記変更

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。